

IV. 学校心得

1. 生徒心得

太田分校生は次の心得を守り、分校生としての責任と義務を自覚して、豊かな教養と確かな技能を身につけ、将来有為な社会人としての資質を養うように努めなければならない。

(1) 校内の心得

- ① 登下校の際は制服を着用し、始業前までに登校すること。
- ② 登下校の際は、通学用バッグカリュックサックまたはショルダーバッグ等を使用すること。
- ③ 言動を慎み、礼儀正しい態度を心掛けること。
- ④ 学習に必要のないものは持ち込まないこと。
- ⑤ 校内は常に清潔に保ち、その整理整頓には自発的に取り組むこと。
- ⑥ 校舎、校具、図書、農業機具その他一般の備品は、丁重に取扱い、破損・紛失の際はすみやかに関係職員に届け出ること。
- ⑦ 登校後、やむを得ず外出しなければならない場合は、学級担任の許可を得ること。
- ⑧ 校内では用事のない場所にみだりに出入りしないこと。
- ⑨ 携帯電話等の通信機器は、朝のＳＨＲから帰りのＳＨＲまで担任に預けること。
- ⑩ 授業料およびその他の納金は、所定の期間内に納めること。
- ⑪ 本人が下宿する場合、または住所を変更する場合は、保護者連署のうえ届け出ること。

(2) 校外の心得

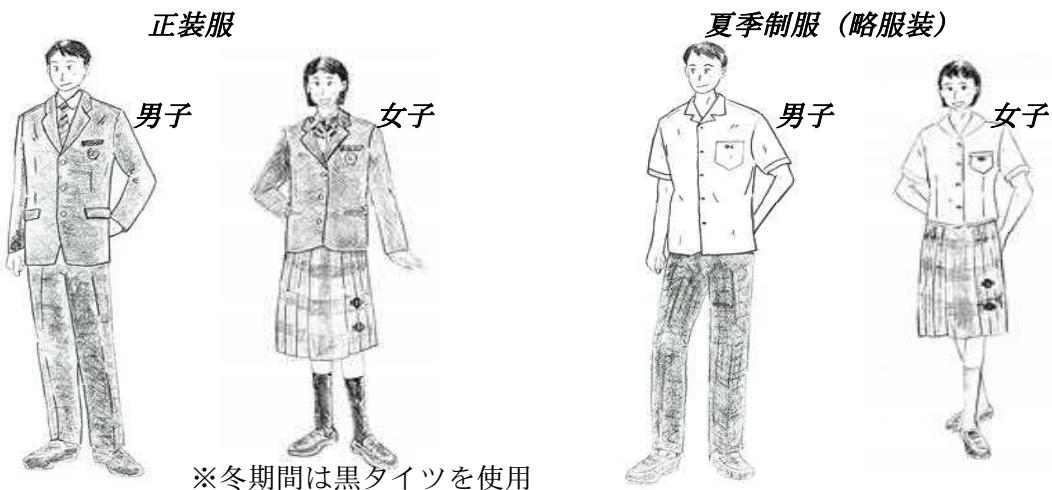
- ① 公共の場では、高校生としての自覚を持ち、行動すること。
- ② 夜間みだりに外出したり、外泊をしたりしないこと。
- ③ 高校生としてふさわしくない場所に立ち入らないこと。

(3) 服装・整容の心得

男子・女子ともに正装服と略装服を指定する。

入学式、卒業式、始・終業式などの儀式的行事における服装は正装とする。

ただし、夏季においては略装で参加する。冬期間の儀式的行事の際には、セーターは着用しない。



《男子の服装》

① 制服

- (ア) ブレザー…指定紺色、シングル3ツボタン（略章入）、胸ポケット指定ワッペン付き。
- (イ) スラックス…指定グレーチェック柄のスラックス。
- (ウ) ワイシャツ…指定マーク入りカッター型。
- (エ) ネクタイ…指定ストライプ柄（学年色）。
- (オ) 儀式時のソックスの色は黒または紺とする。

② 頭髪は清潔を旨とする。整髪料（ムース、ワックスなど）、パーマ、毛染、脱色等、手を加えない。

補足：前髪は眉にかかるない。横の髪は耳にかかるない。もみあげは耳の下のラインまで。

後ろ髪は襟にかかるない。ブロックカット・ソフトモヒカン等特殊カットを禁止する。

《女子の服装》

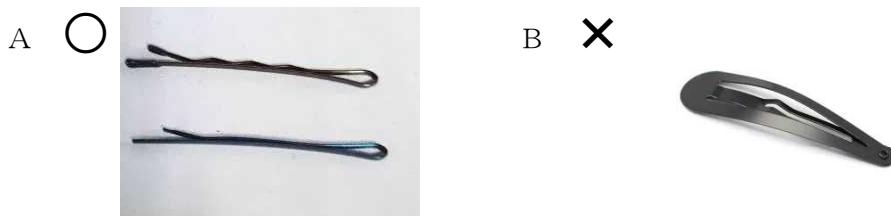
① 制服

- (ア) ブレザー…指定紺色、シングル3ツボタン（略章入）、胸ポケット指定ワッペン付き。
- (イ) スカート…指定チェック柄尾錠2本付き。
- (ウ) 長袖ブラウス…指定マーク入りの丸襟型。
- (エ) リボンタイ…指定のストライプ柄（学年色）。
- (オ) ソックスは指定の物を着用する。冬期間（12月1日から3学期終業式まで）は黒タイツを着用すること。
- (カ) スカートの下に、ハーフパンツの着用を禁止する。

※ 夏季は、指定オーバーブラウス（マーク入り）と指定チェック柄尾錠2本付夏スカートを着用する。

② 頭髪は清潔を旨とする。整髪料（ムース、ワックスなど）、パーマ、毛染、脱色等、手を加えない。

- (ア) 前髪は眉が隠れない長さにする。肩にかかる場合は、黒・紺・茶のゴムで結ぶこと。
- (イ) 脱色、染毛、パーマ、段カット、カールは禁止する。
- (ウ) 髮止めは黒のみとする。ヘアーバンドは不可。



《共通》

① 通学用バッグは、リュックサックかショルダーバッグ等とする。

② 通学用の靴は、歩きやすい靴、スニーカー、運動靴とし、ヒール（かかと）の高いものは避けること。上履きは学校所定のものとする。

例 A ○



B ×



C ×



③ コート等

必要に応じてコート類（オーバー、レインコート、ウインドブレーカー）等を使用してもよい。ただし、毛皮を用いたもの、襟や袖口の華美（ファー付き・装飾品つき）なものは避けること。

④ 化粧、マニキュア、ネックレス、ピアス、指輪その他のアクセサリーは着用しない。
過度な眉毛のカット等は禁止する。

⑤ やむを得ない事情により異装する場合は、異装願を提出し許可を得なければならない。

⑥ ワイシャツやブラウスの下に着用するアンダーシャツの色は 白 の 無地 とする。
胸元のブランドロゴ等のワンポイントは認めるが、バックプリントは認めない。



⑦ 冬期間は、学校指定のVネックセーターの着用を認める。

⑧ 次のものには記名し管理すること。

制服上下	リボン・ネクタイ	Yシャツ・ブラウス	上履き
Vネックセーター	他		

(4) 禁止されている事項

次に掲げられている事項を行った場合は、学則の定めるところにより処罰を受けなければならない。

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ① 無届けでアルバイト、無届けで自動車学校入校・通学 | ② 飲酒、喫煙、賭博 |
| ③ 考査中の不正行為 | ④ 占有離脱物横領、万引き・窃盗 |
| ⑤ 故意による公共物損壊(校舎・校具含む) | ⑥ いじめ等 |
| ⑦ 金銭強要、暴行、恐喝、脅迫 | ⑧ 性的逸脱行為 |
| ⑨ 薬物乱用 | ⑩ 自動車等の運転に関する校内規定違反 |
| ⑪ 授業料の滞納 | ⑫ その他、生徒としての品位を傷つけるような行為 |

3. 生徒アルバイト心得 ※在学中に成年に達した場合も適用する。

- (1) 生徒のアルバイトは全て学校の許可を得なければならない。
- (2) 学校は、学業ならびに学校生活上支障がないと認めた場合にのみ、これを許可する。
- (3) アルバイトに就こうとする場合は、所定の用紙に雇用主と保護者連署のうえ、学級担任を通じアルバイト許可願を提出して許可を得ること。
- (4) 許可の基準は、次のとおりとする。

① 休業中におけるアルバイト

◇ 要 件

- 直近の学期末の成績で欠点科目がないこと。
- 休業前までの出席が良好であること。
- 就業目的および使用用途が明確であること。
- 直前に懲戒処分（指導）の対象になっていないこと。
- 保護者の同意を得ていること。

◇ 期 間 夏期休業中（20日以内）、冬期休業中（15日以内）、
春期休業中（10日以内）とする。

◇ 就業時間 就業時間は午後7時までとし、一日8時間を超えないこと。
なお、宿泊を伴うアルバイトは認めない。

◇ 職 種 公序良俗に反しない職種であること。

② 学期中におけるアルバイト

原則的に学期中のアルバイトは認めない。しかし、事情により学期中のアルバイトを希望する場合は、以下の要件に照らし合わせ学期中のアルバイトを申請することができる。

◇ 要 件

- 授業料減免措置等を受けるなど、家計の状況が思わしくなく、その維持が困難であること。
- 出席が常であり、整容・生活態度が良好であること。
- 直前に懲戒処分（指導）の対象になっていないこと。
- 保護者の同意を得ていること。
- アルバイトで得た収入は家計の補助となること。

◇ 就業日 原則土、日祝祭日とする。

◇ 就業時間・職種 休業日における職種に準ずる。

(5) その他

- ① アルバイト中は常に、許可証を携帯すること。
- ② アルバイト終了後は速やかに、アルバイト許可書を返却すること。また、所定の用紙に必要事項を記入の上、報告をしなければならない。
- ③ 学業および学校生活に支障をきたしたものは許可を取り消す。
- ④ 前項の基準外の職種を行う場合は、やむを得ない場合に限り審査のうえ許可する。
- ⑤ 無断でアルバイトをした場合は、その後のアルバイトは原則として許可しない。また、懲戒処分の対象とすることがある。

4. 旅行の心得 ※在学中に成年に達した場合も適用する。

- (1) 生徒の旅行（1泊以上）、キャンプ、登山等は、学校の許可を必要とする。
- (2) 前記事項にある旅行について許可を得ようとする場合は、旅行許可願に必要事項を記入し、保護者連署のうえ、学級担任を通じて許可を得ること。
- (3) 団体で計画を立てる場合は、代表者が許可願、計画書各一部提出して許可を得ること。その際は、次の事項を厳守すること。
 - ① 参加者は全員、保護者の同意書を代表者に提出すること（他校生の場合は、学校名、学年、クラスを明記すること）。
 - ② 代表者は同意書を保管し、必要に応じて学校に提出すること。保護者の同意のない者は参加できない。
 - ③ 旅行、キャンプ、登山等に際しては、常に身分証明書・旅行許可書を携行し、高校生としての自覚を持って行動すること。